

船舶事故調査報告書

平成27年1月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成26年7月22日 03時00分ごろ
発生場所	青森県八戸市八戸港北方沖 八戸港八太郎北防波堤灯台から真方位359° 4.5海里付近 （概位 北緯40° 38.0′ 東経141° 31.5′）
事故調査の経過	平成26年7月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{こうえい} 光栄丸、4.79トン AM3-11107（漁船登録番号）、個人所有 10.30m (Lr) × 2.45m × 0.85m、FRP ディーゼル機関、169.2kW、昭和48年2月1日 第212-6730号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月28日 免許証交付日 平成26年6月9日 （平成32年4月22日まで有効） 甲板員 女性 70歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、八戸港北方沖の漁場において、刺し網の揚網作業を開始した。 本船は、船首を南東に向け、船長が、船体中央にある機関室囲壁の後部に取り付けられた舵輪及び主機遠隔操作レバーを使用して、船体が網の上に位置するように適宜操船を行い、甲板員は、船首甲板左舷側の揚網機を操作して揚網作業に当たった。 船長は、揚網作業を監視しながら操船を続けていたところ、刺し網の網と ^{おもり} 錘 が絡まった状態で巻き揚げられ、左舷船尾方に網が流されるのが見えたため、このままではプロペラに絡網すると思い、主機のクラッチを中立として左舷船尾方に移動し、数分を要して流されてきた海面上の網を船尾甲板上に引き揚げ終えた平成26年7月22日0

	<p>3時00分ごろ、船上に甲板員の姿がないことに気付いた。</p> <p>船長は、揚網機付近の海面を見渡したところ、本船の左舷側約1mの海面に、うつ伏せ状態で浮かんでいる甲板員を発見したが、すぐに流され、周囲の暗闇に紛れて見失った。</p> <p>船長は、付近で操業中の僚船に無線で救助及び海上保安部への通報を依頼し、周囲を捜索した。</p> <p>甲板員は、本船、僚船及び通報を受けた海上保安部の巡視艇により捜索が行われたが発見されず、8月1日09時38分ごろ、岩手県釜石市所在の陸中尾埼灯台の東南東方23km付近において、操業中の漁船に発見され、搬送先の病院で死亡が確認されたが、死因は特定されなかった。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：波向 南東、波高 約1.5m、潮流 北流約2ノット、海面水温 約20℃</p>
その他の事項	<p>甲板員は、キャップ型の帽子、ジャージ状の長袖の衣服、カッパズボン、ゴム長靴及びゴム手袋を身に着け、固型式の救命胴衣を着用していた。</p> <p>甲板員は、刺し網漁について15年以上の経験があり、本事故当日の体調等に変った様子は見られなかった。</p> <p>甲板員は泳げなかった。なお、船長がうつ伏せ状態の甲板員を見たときには、手足に動きはなかった。</p> <p>揚網作業中の本船に、傾斜及び激しい船体動揺は生じなかった。</p> <p>揚網機付近の甲板は板張りで、滑りやすい状況ではなかった。なお、揚網機付近のブルワークの高さは約60cmで、甲板から海面までの高さは1m弱であった。</p> <p>船長が本事故後に確認したところ、揚網機は停止状態で、衣服等が絡んだ痕跡は見られなかった。</p> <p>本船及び僚船は、GPSプロッターを備えていたが、僚船及び本船の船長は、画面の表示内容を把握しておらず、事故発生場所の緯度経度を読み取ることができなかったため、海上保安部への通報に時間を要した。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>甲板員の死因は特定されなかった。</p> <p>本船は、八戸港北方沖の漁場において、刺し網の揚網作業中、船首甲板左舷側で揚網機を操作していた甲板員が、落水したことから、死亡するに至ったものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p>

原因	本事故は、夜間、本船が、八戸港北方沖の漁場において、刺し網の揚網作業中、甲板員が落水したため、発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等による被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・乗組員は、事故発生時、発生場所の緯度経度等を直ちに通報すれば、救助船舶が事故現場に迅速に到着でき、被害の軽減に有効であるため、GPS等の航海計器の使用方法を習熟しておくことが望ましい。